

各種医療費助成制度について(保険年金課よりお知らせ)

各種医療費助成制度を実施しています。対象となる人で、まだ手続きをされていない場合は、下記までお問い合わせください。

※手続きにあたっては、医療保険に加入している必要があります。

※各種医療費助成制度の重複受給はできません。※生活保護受給者は除きます。

※手続きに必要なものについては、保険年金課医療係にお問い合わせください。

※精神障害者医療費助成については、厚生福祉課障害 福祉係(内線535)にお問い合わせください。

問合せ = 保険年金課 医療係(内線327・328)

受給資格証		対 象	助成方法
①子ども医療	0歳～ 小学校就学前 「乳幼児医療費 受給資格証」	0歳～小学校入学前の乳幼児	申請により「受給資格証」を交付します。 受診時に医療機関などの窓口で健康保険証と受給資格証を提示し、3割(70歳以上の方は2割または3割)の自己負担額を支払ってください。 約2～3カ月後に、一部負担金(*1)を差し引いた助成金を登録口座へ振込みます。
	小学生・中学生 「子ども医療費 受給資格証」	小学校入学後から中学校卒業 (満15歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子ども	0歳～小学校入学前の乳幼児の方は一部負担金(*1)までの金額を支払ってください。 ※県外の医療機関を受診した場合は助成金の申請が必要です。
②心身障害者医療 「心身障害者医療費 受給資格証」		1歳以上で身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1・A2級所持者(後期高齢者医療保険に加入している人は④へ)	※高額療養費等が健康保険から給付される場合は、別途手続きが必要な場合があります。 (*1)一部負担金とは 通院：1レセプトにつき月500円 ただし、小中学生の場合は、 1レセプトにつき月1,000円 入院：1レセプトにつき月1,000円 (14日未満の入院は月500円) 調剤薬局：一部負担金なし
③ひとり親家庭等医療 「ひとり親家庭等医療費 受給資格証」		18歳未満(18歳到達後3月31日まで)の子どもがいるひとり親家庭の親と子どもなど ※所得による支給制限有。	
④重度心身障害老人等医療 (資格証なし)		後期高齢者医療保険に加入している人で、②または③に該当する人	受給資格証はありません。 受診時に医療機関などの窓口で健康保険証を提示し、1割(現役並み所得者は3割)の自己負担額を支払ってください。 約3カ月後に、高額療養費等健康保険から給付される額及び一部負担金(*1 上記)を差し引いた助成金を登録口座へ振込みます。

市税・国民健康保険税納付の 夜間窓口

日時 = 9月24日(金)・27日(月)・28日(火)・30日(木)

17時15分～20時

場所・問合せ = 税務課(108番窓口、内線273～276)、
保険年金課(103番窓口、内線321・324・329)

特別児童扶養手当の所得状況届 の提出はお済みですか

7月末現在、手当を受けている人で、まだ所得状況届を出していない人は、至急提出してください。この届を提出しないと、引き続き8月分以降の手当を受けられなくなりますので、必ず提出してください。
問合せ = 子育て支援課(内線522)